

法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十三号）新旧対照表

改正後

目次

第一編 総則

第一章 通則（第一条）

第二章 公益法人等の範囲（第二条・第二条の二）

第二章の二 適格組織再編成（第三条―第三条の三）

第二章の三 恒久的施設の範囲（第三条の四）

第三章 収益事業の範囲（第四条―第八条の二の二）

第三章の二 資本金等の額（第八条の二の三）

第四章 有価証券に準ずるものの範囲（第八条の二の四）

第四章の二 信託の通則（第八条の三・第八条の三の二）

第五章 事業年度の特例（第八条の三の三）

第二編 内国法人の法人税

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 各事業年度の所得の金額の計算

第一款 受取配当等（第八条の四―第八条の五の二）

第一款の二 資産の評価益（第八条の六）

第一款の三 棚卸資産の評価（第九条・第九条の二）

第二款 減価償却資産の償却（第九条の三―第二十一条の二）

第三款 繰延資産の償却（第二十一条の三・第二十二条）

第三款の二 資産の評価損（第二十二条の二）

第三款の三 役員の給与等（第二十二条の三）

第四款 寄附金（第二十二条の四―第二十四条）

第五款 圧縮記帳（第二十四条の二―第二十五条）

第六款 貸倒引当金（第二十五条の二―第二十五条の八）

第六款の二 譲渡制限付株式を対価とする費用（第二十五条の九）

第六款の三 不正行為等に係る費用等（第二十五条の十）

第七款 繰越欠損金（第二十六条―第二十六条の六）

第七款の二 短期売買商品等（第二十六条の七―第二十六条の十一）

改正前

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第二章の二 同上

第二章の三 同上

第三章 同上

第三章の二 同上

第四章 同上

第四章の二 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第一款の二 同上

第一款の三 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三款の二 同上

第三款の三 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款の二 同上

第六款の三 同上

第七款 同上

第七款の二 短期売買商品等（第二十六条の七―第二十六条の十）

第八款	有価証券(第二十六条の十二―第二十七条の六)
第九款	デリバティブ取引(第二十七条の七)
第十款	ヘッジ処理(第二十七条の八・第二十七条の九)
第十一款	外貨建資産等の換算等(第二十七条の十一―第二十七条の十三)
第十一款の二	完全支配関係がある法人の間の取引の損益(第二十七条の十三の二)
第十一款の三	組織再編成に係る所得の金額の計算(第二十七条の十四―第二十七条の十六の二)
第十一款の四	工事未収入金の帳簿価額の調整(第二十七条の十六の三)
第十一款の五	公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算(第二十七条の十六の四)
第十一款の六	完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算(第二十七条の十六の五―第二十七条の十六の十五)
第十一款の七	少額の減価償却資産等(第二十七条の十七―第二十七条の十九)
第十一款の八	確定給付企業年金の掛金等(第二十七条の二十)
第十二款	借地権等(第二十七条の二十一)
第十三款	資産に係る控除対象外消費税額等(第二十八条―第二十八条の四)
第二節	税額の計算(第二十八条の五―第三十条の五)
第三節	申告、納付及び還付
第一款	中間申告(第三十一条―第三十三条)
第二款	確定申告(第三十四条―第三十六条の三)
第二款の二	電子情報処理組織による申告の特例(第三十六条の四・第三十七条)
第三款	還付(第三十八条)
第二章	退職年金等積立金に対する法人税(第三十九条―第五十一条)
第三章	青色申告(第五十二条―第六十条)
第四章	更正(第六十条の二)
第三編	外国法人の法人税

第八款	有価証券(第二十六条の十一―第二十七条の六)
第九款	同上
第十款	同上
第十一款	同上
第十一款の二	同上
第十一款の三	同上
第十一款の四	同上
第十一款の五	公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算(第二十七条の十六の四)
第十一款の六	同上
第十一款の七	同上
第十一款の八	同上
第十二款	同上
第十三款	同上
第二節	同上
第三節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第二款の二	同上
第三款	同上
第二章	同上
第三章	同上
第四章	同上
第三編	同上

第一章 国内源泉所得（第六十条の三）  
第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第六十条の四―第六十条の十）

第二節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第六十条の十一）

第三節 税額の計算（第六十条の十二―第六十条の十四）

第四節 申告、納付及び還付

第一款 中間申告（第六十一条―第六十一条の三）

第二款 確定申告（第六十一条の四―第六十一条の七）

第三款 還付（第六十一条の八）

第三章 退職年金等積立金に対する法人税（第六十一条の九）

第四章 青色申告（第六十二条）

第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化（第六十二条の二・第六十条の三）

第四編 雑則（第六十三条―第六十九条）

附則

（更生計画認可の決定等に準ずる事由）

第二十五条の二 令第九十六条第一項第一号ホ（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に規定する財務省令で定める事由は、法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの（同号ニに掲げる事由を除く。）とする。

一・二 省略

（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）

第二十六条の二 令第一百十二条第六項第三号イ（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）（同条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。））及び同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める単位は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

一・四 省略

五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四

第一章 同上  
第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第四編 同上

附則

（更生計画認可の決定等に準ずる事由）

第二十五条の二 令第九十六条第一項第一号ニ（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に規定する財務省令で定める事由は、法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものとする。

一・二 同上

（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）

第二十六条の二 同上

一・四 同上

五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項

項(定義)に規定する暗号資産 その種類の異なるごとに区分するものとする。

六 省 略

2・3 省 略

(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の記載事項)

第二十六条の八 令第一百八条の六第七項(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等)において準用する令第三十条第二項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 その一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする法第六十一条第一項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する短期売買商品等の令第一百八条の六第四項に規定する種類等及び区分三〇五 省 略

(短期売買商品等の譲渡損益の発生する日)

第二十六条の九 法第六十一条第一項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する財務省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する財務省令で定める日は、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一〇八 省 略

九 法第六十一条第八項に規定する暗号資産信用取引(暗号資産(同条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この号において同じ。)の売付けをし、その後当該暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買付けをして決済をするものに限る。)その決済に係る買付けの契約をした日

(時価評価をしない暗号資産の要件)

第二十六条の十 令第一百八条の七第二項第一号(時価評価をする暗号資産の範囲)に規定する財務省令で定める措置は、同号の暗号資産を他の者に移転することができないようにする技術的措置であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(定義)に規定する暗号資産 その種類の異なるごとに区分するものとする。

六 同 上

2・3 同 上

(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の記載事項)

第二十六条の八 令第一百八条の六第六項(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等)において準用する令第三十条第二項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 その一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする法第六十一条第一項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する短期売買商品等の種類又は銘柄三〇五 同 上

(短期売買商品等の譲渡損益の発生する日)

第二十六条の九 同 上

一〇八 同 上

九 法第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引(暗号資産(同条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この号において同じ。)の売付けをし、その後当該暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買付けをして決済をするものに限る。)その決済に係る買付けの契約をした日

一 その移転することができない期間が定められていること。

二 その技術的措置が、その暗号資産を発行した内国法人（その内国法人との間に完全支配関係がある他の者を含む。以下この号において「発行人等」という。）の役員及び使用人（以下この号において「役員等」という。）並びに次に掲げる者のみによつて解除をすることができないものであること。

イ 発行人等の役員等の親族

ロ 発行人等の役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ イ又はロに掲げる者以外の者で発行人等の役員等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

#### （暗号資産信用取引に係る利益相当額又は損失相当額）

**第二十六条の十一** 法第六十一条第八項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 暗号資産信用取引（法第六十一条第八項に規定する暗号資産信用取引をいう。次号において同じ。）の方法により暗号資産（同条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）の売付けをしている場合 その売付けに係る暗号資産（事業年度終了の時において決済されていないものに限る。）のその売付けに係る対価の額から当該暗号資産の令第一百八条の八第一項第三号又は第四号（短期売買商品等の時価評価金額）に掲げる金額に相当する金額（次号において「時価評価額」という。）に当該暗号資産の数量を乗じて計算した金額を減算した金額

二 省 略

#### （株式交換により取得をした株式交換完全子法人株式の取得価額）

**第二十六条の十二** 令第一百十九条第一項第十号ロ（有価証券の取得価額）に規定する財務省令で定める方法は、第一号に掲げる金額に相当する金額を第二号に掲げる数で除し、これに第三号に掲げる数を乗じて計算する方法その他の合理的な方法とする。

#### （暗号資産信用取引に係る利益相当額又は損失相当額）

**第二十六条の十** 法第六十一条第七項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 暗号資産信用取引（法第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引をいう。次号において同じ。）の方法により暗号資産（同条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）の売付けをしている場合 その売付けに係る暗号資産（事業年度終了の時において決済されていないものに限る。）のその売付けに係る対価の額から当該暗号資産の令第一百八条の八第一項第三号又は第四号（短期売買商品等の時価評価金額）に掲げる金額に相当する金額（次号において「時価評価額」という。）に当該暗号資産の数量を乗じて計算した金額を減算した金額

二 同 上

#### （株式交換により取得をした株式交換完全子法人株式の取得価額）

**第二十六条の十一** 令第一百十九条第一項第十号ロ（有価証券の取得価額）に規定する財務省令で定める方法は、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる数で除し、これに第三号に掲げる数を乗じて計算する方法その他の合理的な方法とする。

一 〇 三 省 略

(満期保有目的等有価証券に該当する旨の記載の方法等)

第二十六条の十三 省 略

2・3 省 略

(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)

第二十七条の十四 内国法人が次の各号に掲げる事項を記載した法又は租税

特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定に基づく書類を提出する場合には、当該各号に掲げる事項の記載については、別表十三、別表十

一(一)から別表十二(一)まで、別表十二(三)から別表十二(八)まで、別表十二(十)、別表十二(十四)、別表十三(一)から別表十三(八)まで、別表十三(十)、別表十六(一)か

ら別表十六(六)まで及び別表十六(八)から別表十六(十)までに定める書式によらなければならない。この場合において、第二十一条の二第四号(適格分割

等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)又は第二十一条の三第四号(適格分割等により引き継

ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)に掲げる事項をこれらの書式により記載するときは、第二十一条の二第四

号に掲げる事項にあつては、その移転をする減価償却資産に係る記載すべき金額を令第十三条各号(減価償却資産の範囲)に掲げる資産の種類ごと

に、かつ、償却の方法の異なるごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を、第二十一条の三第四号に掲げる事項にあつては、その引継ぎをする

繰延資産に係る記載すべき金額を令第十四条第一項各号(繰延資産の範囲)に掲げる繰延資産の種類ごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を

記載することができる。

一 〇 四 省 略

五 省 略  
六 省 略  
七 省 略

一 〇 三 同 上

(満期保有目的等有価証券に該当する旨の記載の方法等)

第二十六条の十二 同 上

2・3 同 上

(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)

第二十七条の十四 同 上

一 〇 四 同 上

五 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十九年財務省令第二十四号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の七第六項第六号(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)に掲げる事項

六 同 上  
七 同 上  
八 同 上

八 省 略

九 省 略

十 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十一号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の七第六項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

十一 省 略

十二 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十九号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の七第四項第六号及び第五項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）

第二十七條の十五 令第二百二十三條の八第二項第四号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第九項、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める単位は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

一 四 省 略

五 資金決済に関する法律第二條第十四項（定義）に規定する暗号資産その種類の異なるごとに区分するものとする。

六 省 略

2 5 省 略

第二十七條の十六の四 省 略

金額の計算

2 法第六十四條の四第四項（公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の計算）

九 同 上

十 同 上

十一 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十一号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の七第六項第六号及び第八項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

十二 同 上

十三 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の九の二第二項第六号（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）に掲げる事項

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）

第二十七條の十五 同 上

一 四 同 上

五 資金決済に関する法律第二條第五項（定義）に規定する暗号資産その種類の異なるごとに区分するものとする。

六 同 上

2 5 同 上

第二十七條の十六の四 同 上

金額の計算

2 法第六十四條の四第四項（公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の計算）

得の金額の計算)に規定する財務省令で定める書類は、令第三百三十一条の五第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する場合にはこれらの号に定める金額を証する書類とし、同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する場合には次に掲げる事項を証する書類とし、同項第五号に掲げる場合に該当する場合には同号に規定する計画の認定を受けた旨を証する書類の写し及び当該計画の認定に係る同号に規定する実施計画の写しとする。

一 三 省 略

(確定申告書の記載事項)

**第三十四条** 法第七十四条第一項第六号(確定申告)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省 略

四 当該事業年度が残余財産の確定の日の属する事業年度(第一号の内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。)である場合において、当該事業年度終了の日の翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その分配又は引渡しが行われる日

五 六 省 略

2 省 略

(青色申告承認申請書の記載事項)

**第五十二条** 法第二百二十二条第一項(青色申告の承認の申請)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 二 省 略

得の金額の計算)に規定する財務省令で定める書類は、令第三百三十一条の五第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する場合にはこれらの号に定める金額を証する書類とし、同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する場合には次に掲げる事項を証する書類とし、同項第五号に掲げる場合に該当する場合には同号に規定する計画の認定を受けた旨を証する書類の写し及び当該計画の認定に係る同号に規定する実施計画の写しとする。

一 三 同 上

(確定申告書の記載事項)

**第三十四条** 同 上

一 三 同 上

四 当該事業年度が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合において、当該事業年度終了の日の翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その分配又は引渡しが行われる日

五 六 同 上

2 同 上

(青色申告承認申請書の記載事項)

**第五十二条** 同 上

一 二 同 上

三 申請後最初に提出しようとする青色申告書に係る事業年度終了の日(法第二百二十七条第一項(青色申告の承認の取消し)の規定により青色申告書の提出の承認を取り消され、又は法第二百二十八条(青色申告の取りやめ)の規定により青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後再び青色申告書の提出の承認の申請をする場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書の提出をした日)

五 第三号の事業年度が法第二百二十二条第二項各号に掲げる事業年度に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益



三 省略

(帳簿書類の整理保存)

第五十九条 省略

2 前項に規定する起算日とは、帳簿についてはその閉鎖の日の属する事業年度終了の日の翌日から二月（次の各号に掲げる事業年度にあつては、当該各号に定める月数。以下この項において同じ。）を経過した日をいい、書類についてはその作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日をいう。

一 法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限が法第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定により延長されている事業年度（その延長に係る月数に二を加えた月数）  
二 清算中の内国法人の残余財産の確定の日の属する事業年度（当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。） 一月  
3 6 省略

(青色申告の取りやめの届出書の記載事項)

第六十条 法第二十八条（青色申告の取りやめ）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三 省略

事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日  
六 同上

(帳簿書類の整理保存)

第五十九条 同上

2 前項に規定する起算日とは、帳簿についてはその閉鎖の日の属する事業年度終了の日の翌日から二月（法第七十五条の二（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受けている場合には二月にその延長に係る月数を加えた月数とし、清算中の内国法人については残余財産が確定した場合には一月とする。以下この項において同じ。）を経過した日をいい、書類についてはその作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日をいう。

3 6 同上

(青色申告の取りやめの届出書の記載事項)

第六十条 同上

一・二 同上

三 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四 当該事業年度以後の各事業年度について青色申告書による申告書の提出をやめようとする当該事業年度終了の日

五 青色申告書による申告をやめようとする理由  
六 同上

(青色申告)

第六十二条 法第四百四十六條第一項(青色申告)において準用する法第二編第三章(青色申告)の規定の適用に係る事項については、前編第三章(青色申告)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十二条第二号 (青色申告承認申請書の記載事項)	省略	省略
------------------------------	----	----

第五十三条(青色申告法人の決算)	省略	省略
	省略	省略
第五十四条(取引)	省略	省略

(青色申告)

第六十二条 法第四百四十六條第一項(青色申告)において準用する法第二編第三章(青色申告)の規定の適用に係る事項については、前編第三章(青色申告)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

同上	同上	同上	第五十二条第五号	同上
同上	同上	同上	収益事業を開始した日	同上
同上	同上	同上	同条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有することとなつた日	同上
			内国法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日	同上
			恒久的施設を有する外国法人である普通法人の恒久的施設を有することとなつた日、恒久的施設を有しない外国法人である普通法人の法第三百三十八條第一項第四号(国内源泉所得)に規定する事業を国内において開始した日若しくは法第四百四十一條第二号に定める国内源泉所得で同項第四号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日	同上

第六十条第二号（青色申告の取りやめの届出書の記載	第五十九条第二項第一号	第五十九条第一項第三号	第五十九条第一項第二号	第五十九条第一項第一号	第五十九条第一項（帳簿書類の整理保存）	第五十七条（貸借対照表及び損益計算書）	に関する帳簿及び記載事項）	第七十五条の二第一項	第七十四条第一項	省略	省略	省略	省略
								省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	第一項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第百四十四条の八（確定申告書の提出期限の延長の特例）において準用する法第七十五条の二第一項	第百四十四条の六第一項又は第二項	省略	省略	省略	省略

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

事項)

(設立届出書の添付書類)

第六十三条 法第四百四十八条第一項(内国普通法人等の設立の届出)に規定する財務省令で定める書類は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下第六十五条までにおいて「定款等」という。)の写し(その定款等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第六十五条第一項第一号(収益事業の開始等届出書の添付書類)において同じ。)で作成され、又はその定款等の作成に代えてその定款等に記録すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類。第六十五条において同じ。)とする。

(収益事業の開始等届出書の添付書類)

第六十五条 法第五百十条第一項(公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第五百十条第一項に規定するその開始した時における収益事業に係る貸借対照表(その貸借対照表が電磁的記録で作成されている場合には、その電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類。以下この条において同じ。)

二 省 略

2| 法第五百十条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一| 法第五百十条第二項に規定する該当することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表

二| 定款等の写し

3| 法第五百十条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるも

(設立届出書の添付書類)

第六十三条 法第四百四十八条第一項(内国普通法人等の設立の届出)に規定する財務省令で定める書類は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下第六十五条までにおいて「定款等」という。)の写し(当該定款等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第六十五条(収益事業の開始等届出書の添付書類)において同じ。)で作成され、又は当該定款等の作成に代えて当該定款等に記録すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類)とする。

(収益事業の開始等届出書の添付書類)

第六十五条 法第五百十条第一項(公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類)とする。

一 法第五百十条第一項に規定するその開始した時における収益事業に係る貸借対照表

二 同 上

2| 法第五百十条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲

のとする。

一 法第百五十条第三項に規定する該当することとなつた時における貸借対照表

二 省 略

4| 法第百五十条第四項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定するその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表とする。

5| 前項の規定は、法第百五十条第五項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十条の改正規定及び附則第五条の規定 令和八年一月一日

二 第五十二条の改正規定及び第六十二条の表第五十二条第五号の項を削る改正規定並びに附則第三条第一項の規定 令和八年十月一日

三 第二十六条の二第一項第五号の改正規定及び第二十七条の十五第一項第五号の改正規定 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十号）の施行の日

### (確定申告書の記載事項に関する経過措置)

第二条 改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十四条第一項第四号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に残余財産が確定する内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事

げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一 法第百五十条第二項に規定する該当することとなつた時における貸借対照表

二 同 上

3| 法第百五十条第三項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定するその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表（当該貸借対照表が電磁的記録で作成され、又は当該貸借対照表の作成に代えて当該貸借対照表に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

4| 前項の規定は、法第百五十条第四項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

業年度（施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第七十四条第一項の規定による申告書の同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この条及び附則第四条において「経過事業年度」という。）を含む。）の所得に対する法人税について適用し、施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（青色申告承認申請書の記載事項に関する経過措置）

**第三条** 新規則第五十二条（新規則第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和九年一月一日以後に開始する事業年度の法人税法第二百一十一条各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項（改正法第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法」という。）第四百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする場合における法人税法第二百一十一条第一項（新法第四百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の申請書について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の法人税法第二百一十一条各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項（同法第四百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする場合における同法第二百二十二条第一項（同法第四百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の申請書について適用する場合を含む。）の申請書については、なお従前の例による。

**2** 施行日から令和八年九月三十日までの間における改正前の法人税法施行規則第五十二条の規定の適用については、同条第五号中「公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日」とあるのは、「同項第三号イ若しくはロに掲げる法人の区分に応じそれぞれ同号イ若しくはロに定める日」とする。

（帳簿書類の整理保存に関する経過措置）

**第四条** 新規則第五十九条第二項第二号の規定は、施行日以後に残余財産が確定する内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を含む。）において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領する帳簿書類の保存について適用し、施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

（青色申告の取りやめの届出書の記載事項に関する経過措置）

**第五条** 新規則第六十条（法人税法施行規則第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、法人の令和八年一月一日以後に開始する事業年度の法人税法第二百一十一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとする場合における新法第二百二十八条（新法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の届出書について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の法人税法第二百一十一条各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとする場合における旧法第二百二十八条（法人税法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の届出書については、なお従前の例による。